

# 戸籍システム検討ワーキンググループ 最終取りまとめ

平成 29 年 7 月

戸籍システム検討ワーキンググループ

## 戸籍システム検討ワーキンググループ最終取りまとめ

### 目次

第1	はじめに	1
第2	本ワーキンググループ設立の経緯と目的	1
第3	戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査について(資料編「戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査」参照)	2
1	戸籍情報の利用実態等に係る調査	2
2	戸籍事務の処理方法等に係る調査	2
3	戸籍情報システムの実態に係る調査	2
4	戸籍情報の態様等に係る調査	2
5	戸籍記録文字に係る調査	2
第4	個別課題の検討	2
1	ネットワーク連携を実現するためのシステム形態の在り方について	2
(1)	考えられるシステム形態とそれらの比較	2
(2)	システム整備における課題(資料編「システム整備における課題」参照)	5
(3)	戸籍情報へのマイナンバーの紐付け	5
(4)	システムの設計方針(小括)	5
2	ネットワーク連携実現のための留意事項	6
(1)	情報提供ネットワークシステムの利用	6
(2)	ネットワーク連携における戸籍情報の提供	7
3	戸籍情報連携システムにおいて想定する新規事務	9
4	ネットワーク連携のためのシステム	10
(1)	ネットワーク連携のための戸籍情報の整備	10
(2)	ネットワーク連携として提供する戸籍情報	12
(3)	ネットワーク連携による連携候補手続について	14
5	戸籍事務内における活用等のためのシステム	14
(1)	新システムのイメージ	14
(2)	戸籍事務に与える影響	15
6	戸籍情報に対する情報セキュリティ対策	15
7	システムの業務継続性の確保	16
8	デジタルガバメントの構築に向けて	16
第5	まとめ	17
第6	終わりに	18
第7	資料編	20
	・戸籍システム検討ワーキンググループ委員等名簿	
	・戸籍システム検討ワーキンググループの開催経過	
	・戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査	
	・システム整備における課題	

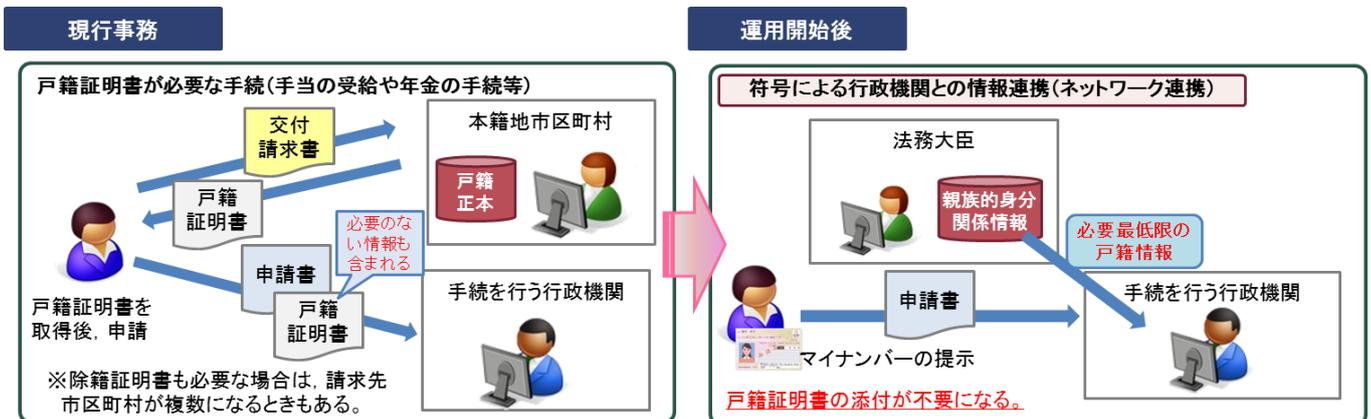
## 第1 はじめに

戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）は、平成27年6月から、戸籍事務に社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を導入するために構築すべきシステムの在り方について、21回にわたり検討を重ねてきたところである。

この間、平成29年3月に中間取りまとめを行い、さらに戸籍情報への個人番号（以下「マイナンバー」という。）の紐付けの方法、新たなシステムによって実現可能なサービス、文字情報の整備、セキュリティの確保等について議論を深め、この度、検討の成果として、最終取りまとめをすることとした。本最終取りまとめでは、今後のシステムの構築に当たっての方向性を示している。

## 第2 本ワーキンググループ設立の経緯と目的

平成25年5月、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が成立し、社会保障・税・防災の3分野がマイナンバーの利用範囲とされた。戸籍事務については、全市区町村の戸籍事務のコンピュータ化が完了していないことなどの理由から、マイナンバー法施行時のマイナンバーの利用範囲にこれを含むことが見送られたものの、マイナンバー制度の導入の検討段階においては、戸籍事務も利用範囲の検討対象となっていたことから、これに関連し、平成26年10月29日から法務省に戸籍制度に関する研究会（以下「研究会」という。）が設置された。研究会では、現代社会にふさわしい新しい戸籍制度を構築する必要性に鑑み、戸籍情報システムの一元化も含め、今後の戸籍制度の在り方について幅広く検討を進め、戸籍事務をマイナンバー制度の利用範囲とすることについて議論が行われた。戸籍事務がマイナンバー制度の利用範囲となれば、①マイナンバーを利用して迅速に戸籍情報を提供し、行政運営の効率化を実現するとともに、②各種行政手続を行うに際して戸籍証明書が不要になる等、手続の簡素化による国民の負担軽減が見込まれるところ、その実現に当たってはシステムの整備が不可欠となる。研究会における議論が進められる中、より実務的・技術的な観点からシステム等の詳細を検討する必要性が生じたことから、これを検討するため、本ワーキンググループが設置された。また、費用対効果を含めた戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方について、法務省において専門業者に委託して調査・研究を行うこととなったことに伴い、調査事項や調査結果についても



評価・検討の対象とされた。

本ワーキンググループは、検討の成果を戸籍制度に関する研究会、更には研究会取りまとめ後に予定している法制審議会の議論に反映させ、連携していくことを所期の目的としている。

### 第3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査について（資料編「戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査」参照）

#### 1 戸籍情報の利用実態等に係る調査

国民の戸籍情報に対するニーズ等を把握するために、戸籍証明書の利用目的を調査するとともに、行政手続における戸籍証明書の利用の在り方を検討するため、戸籍証明書の提出を求めている行政機関等において確認する事項等のヒアリングを行った。また、Web アンケートにより戸籍証明書の交付請求を行うニーズについても調査した。

#### 2 戸籍事務の処理方法等に係る調査

戸籍事務における課題を把握し、今後の戸籍事務の在り方を検討するために市区町村における戸籍事務処理の実施状況を調査した。

#### 3 戸籍情報システムの実態に係る調査

戸籍情報保持形態の検討に当たり、適切なコスト比較を行うための基礎情報として、現状の戸籍情報システムのコストを調査した。

#### 4 戸籍情報の態様等に係る調査

複数の戸籍情報に記録されている個人を連携するために、技術的に可能な範囲及び費用対効果の観点から合理的な方法等について検討を行うため、現状の戸籍情報の内容を調査した。

#### 5 戸籍記録文字に係る調査

戸籍に登録されている文字の統一的な整理を検討するために、現状の市区町村の文字の取扱い状況等を調査した。

### 第4 個別課題の検討

#### 1 ネットワーク連携を実現するためのシステム形態の在り方について

##### (1) 考えられるシステム形態とそれらの比較

情報提供ネットワークシステムを利用し、マイナンバーをキーにして行政機関等に対し戸籍情報を提供する連携（以下「ネットワーク連携」という。）を行うためには、これに対応できるシステムが必要となる。このシステムの候補形態として、形態A案（既存の市区町村ごとの戸籍情報システムを維持したまま、戸籍情報システムの正本情報を用いてネットワーク連携を行う案）、形態C案（市区町村の戸籍情報システムを集約し、国（法務省）で一元化したシステムを構築して管理運用し、このシステムの正本情報を用いてネットワーク連携を行う案）及びその中間の形態B案（既存の市区町村ごとの戸籍情報システム及び正本情報を維持したまま、法務省の副本データ管理システムの仕組みを利用した連携システ

ムを構築し、このシステムの連携情報を用いてネットワーク連携を行う案)の3案について、いずれの案が適当であるか検討を行った。

もっとも、市区町村ごとに戸籍情報システムのリプレース時期が異なるところ、形態C案については、国の一元化システムが運用開始するまでの移行期間が長期化しかねないとともに、ベンダーが異なる戸籍情報システム間のデータ移行を行う際には、コストが高くなりがちであることや全体の改修規模が大きくなることを踏まえると、国が負担する費用も高くなることから、現時点では、実現可能性が低いとされた(資料編「システム整備における課題」参照)。

形態A案と形態B案については、(i)情報連携の実現性の観点及び(ii)システム整備の観点からの検討をそれぞれ行った。

#### (i) 情報連携の実現性の観点からの検討

形態A案の場合、複数の市区町村にまたがった親子関係等の親族関係については情報連携が困難であるとともに、個人の統合についても各市区町村の範囲に止まることから、現実的には連携候補となる手続が限られ、将来性に乏しいのではないかという結果が得られた。

一方、形態B案の場合、個人の統合が可能であるとともに、親子関係等の親族関係について情報連携が可能であることから、戸籍証明書の主要な利用目的である、年金、児童扶養手当等の手続の一部や戸籍の届出について情報連携が可能である。また、同様に主要な利用目的である相続関係手続についても、親子関係等の情報を蓄積することにより、将来的には、相続関係の手続に当たって法定相続人等の情報を連携することも可能と考えられるとする結果が得られた。

#### (ii) システム整備の観点からの検討

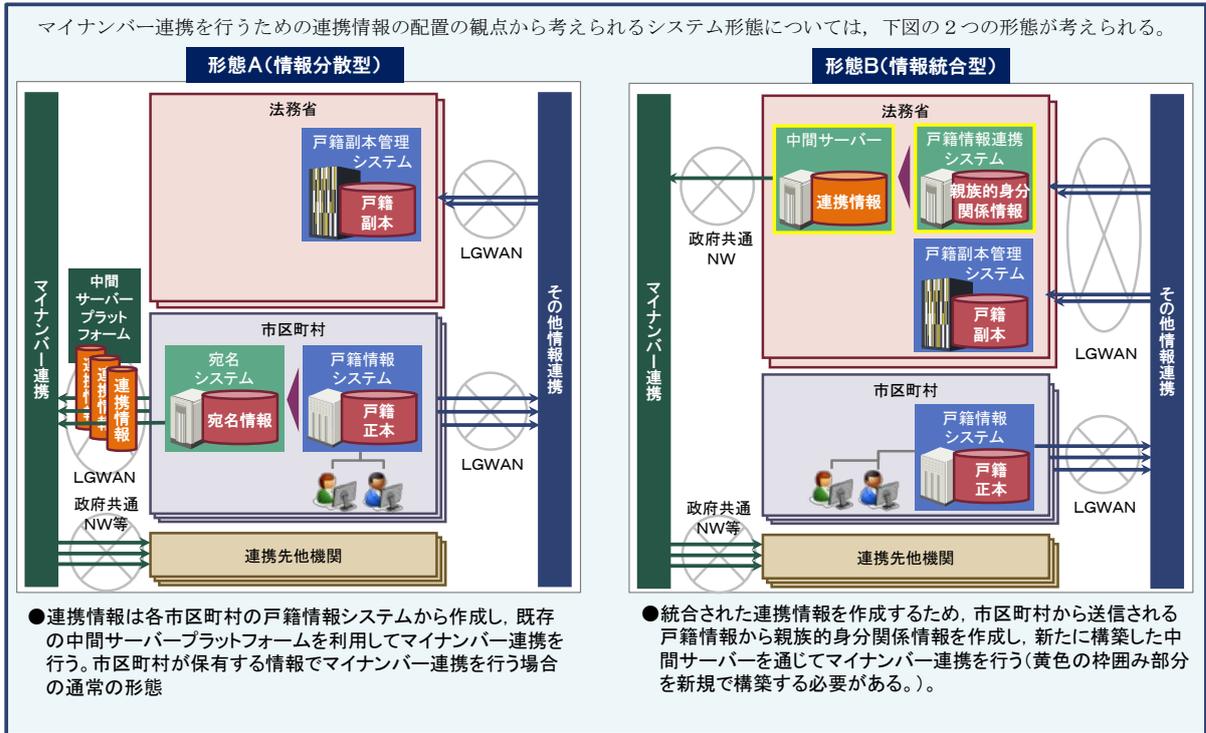
形態A案の場合、ネットワーク連携について、既存の中間サーバープラットフォーム等を活用できることから、新規のシステム構築に要する経費は抑えられるが、既存の戸籍情報システムの改修が各市区町村で必要となるという結果が得られた。

形態Bの場合、ネットワーク連携のための中間サーバーや親族的身分関係情報を管理する新たなシステムの構築が必要になるとともに、各市区町村や法務省の既存システムの改修もタイミングを合わせて実施する必要があるという結果が得られた。

なお、両形態とも、既存の戸籍情報システムの運用経費にネットワーク連携のための経費が付加されることが想定され、システム全体に要する経費が従来よりも増加することが考えられる。

このため、連携情報の持ち方については、個人を統合した連携情報を用いて様々な手続のネットワーク連携が可能である形態B案を選択肢として、システム整備の観点からの課題である経費の削減等について、解決のための検討を進めることとした。

## <形態A案と形態B案のイメージ>



## <形態A案，形態B案の比較評価>

		形態A(情報分散型)	形態B(情報統合型)	
情報連携の実現性	戸籍情報の統合範囲	△ 各市区町村内の情報に限定される。	○ 全ての情報について統合可能(ただし、画像データの戸籍情報については、コスト面から限界がある。)	
	必要な戸籍情報取得の仕組み	△ 複雑 ・複数の戸籍に記録されている戸籍情報が必要な場合、順次戸籍を遡って取得しなければならない。 ・複数の情報提供者から提供される場合、情報照会者が最終的には必要としない情報を含めて提供される可能性がある。	○ 容易 ・情報提供者が単一であり、複数の戸籍に記録されている戸籍情報が必要な場合も、1回で取得可能。 ・提供される戸籍情報について、情報照会者が必要とする戸籍情報のみを情報提供することが可能。	
	情報連携先の範囲	△ 狭い ・システム対応に当たって、既存のネットワーク連携の仕組みを活用できるものの、親子関係等の情報連携が困難な場合があり、情報連携先の範囲が限られる。	○ 広い ・ネットワーク連携の仕組みや親子関係等の情報を管理するシステムの構築を新たに行う必要があるが、親子関係等の情報連携が可能となり、情報連携先の範囲が広い。	
	ネットワーク連携※	児童扶養手当	×	○
		老齢年金請求	×	○
年金分割請求		×	○	
旅券発給		△(記載事項変更旅券発給、未成年者新規旅券発給等、従前の戸籍を必要とするものは連携の仕組みを活用できない。)	○	
戸籍事務内連携(届出時の戸籍証明書の省略等)	×	○		
システム整備	新規システム構築	限定的	必須	
	既存システム改修	必須	必須	

※ ネットワーク連携の実現性については、情報照会先で必要となる戸籍情報と情報提供側のシステムにおける戸籍情報の記録状況に応じて、あくまで概念モデルとして、技術的に対応可能かどうかを示したものであり、具体的な情報連携の可否については、制度面を含めて別途検討する必要がある。

## (2) システム整備における課題（資料編「システム整備における課題」参照）

システム整備における課題については、システム全体の経費の削減が検討され、戸籍情報システムのクラウド化を進めることや一元化することが議論された。

また、一元化システムへの移行等に係る課題については、①氏名に使用している字形の変更、②移行対象のデータ形式、③中間標準レイアウトに含まれないデータ、④システムの切り替えが議論された。

その結果、現状の戸籍事務への影響等に鑑み、ネットワーク連携への対応と合わせて一斉に戸籍情報システムのシステム移行を行い、市区町村の既存の戸籍情報システムを集約し、一元化したシステムを構築することは、現時点で現実的ではないとされた。また、コスト面への対応としては、ネットワーク連携への対応とは別に、例えば各市区町村の戸籍情報システムについて、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなど、より長期的なスパンでシステムの集約を目指すことが妥当とされた。

## (3) 戸籍情報へのマイナンバーの紐付け

ネットワーク連携をするためには、行政機関等からの求めに応じて戸籍情報を、マイナンバーをキーにして呼び出せるよう、あらかじめ戸籍情報とマイナンバーとをリンクさせておく（以下「マイナンバーの紐付け」という。）必要がある。この点については、①戸籍情報システムの運用による紐付けとして、戸籍の附票を活用して住所地の市区町村からマイナンバーを戸籍情報に紐付けるために必要な情報を取得して本籍地の市区町村で紐付けする方法、②国から個別にマイナンバーの生成機関である地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に照会して国で紐付けする方法、③本籍地の市区町村から個別に J-LIS に照会して当該市区町村で紐付けする方法の3案について、いずれの方法が適切であるか検討を行った。その結果、紐付けの正確性、紐付け結果の検証方法の妥当性等の観点から①の戸籍の附票を活用して戸籍情報にマイナンバーを紐付けることが妥当とされた。また、この方法は、初期のマイナンバーの紐付けに加え、運用面においても、マイナンバー変更や海外からの転入によるマイナンバーの新規の紐付けへの対応ができる点で優れているといえる。

## (4) システムの設計方針（小括）

### ア 戸籍情報連携システムの構築

以上の議論を踏まえ、システム構築の効率化、合理化の観点から、①既存の市区町村の戸籍情報システムや戸籍の正本の制度は維持すること、②国において、連携して提供する情報として電子化された戸籍情報を保有する必要があることから、形態B案を前提に、国においてシステム（以下「戸籍情報連携システム」という（仮称）。）を構築するのが妥当と結論付けられた。

また、システム構築の効率化、合理化という同様の観点から、市区町村の戸籍の正本の更新情報を国のシステムに送信する、現行の戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用するのが妥当と結論付けられた。

併せて、市区町村の戸籍情報システムを維持する場合においても、自治体ク

クラウドの推進といった国及び地方公共団体でのIT施策を参考にしつつ、低コストで移行することが可能なクラウド化を進めるなどして、システム全体の運用経費等の削減を図るのが妥当と結論付けられた。

#### イ 戸籍情報へのマイナンバーの紐付け

マイナンバーをキーとして戸籍情報を行政機関等に提供することの正確性を期すため、戸籍情報連携システムで管理するマイナンバー情報の取得については、マイナンバーを付番する住民基本台帳と戸籍簿とをつなぐ役割を果たしている戸籍の附票を活用することとし、これにより戸籍情報にマイナンバーを紐付けすることが妥当と結論付けられた。

#### ウ その他

戸籍情報連携システムは、戸籍情報の提供その他の行政機関等との連携において利用する政府共通ネットワーク、LGWAN、法務省ネットワーク及び住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に当たっては、各ネットワークの安全性及び独立性を確保するため、不必要なネットワーク間の疎通を防止する仕組みとするのが妥当と結論付けられた。

## 2 ネットワーク連携実現のための留意事項

### (1) 情報提供ネットワークシステムの利用

マイナンバーを利用した「情報連携」は、情報提供ネットワークシステム（コアシステム）を介して行うことが原則となる。情報提供ネットワークシステムにおいては、マイナンバーを直接のキーとして用いず、機関別符号（情報連携を行う機関ごとにマイナンバーをもとに生成される当該マイナンバーに代わって用いられる符号）を連携のキーとして用いる方式としている。情報提供ネットワークシステムでは、マイナンバーごと、組織ごとに異なる符号を生成し、機関別符号取得を要求した情報提供予定機関の中間サーバーに対して生成した符号を通知することとしているところ、これらの機関別符号について、組織をまたがって関連付けることができるのは同システムのみであることから、情報連携には同システムの利用が必要となる。

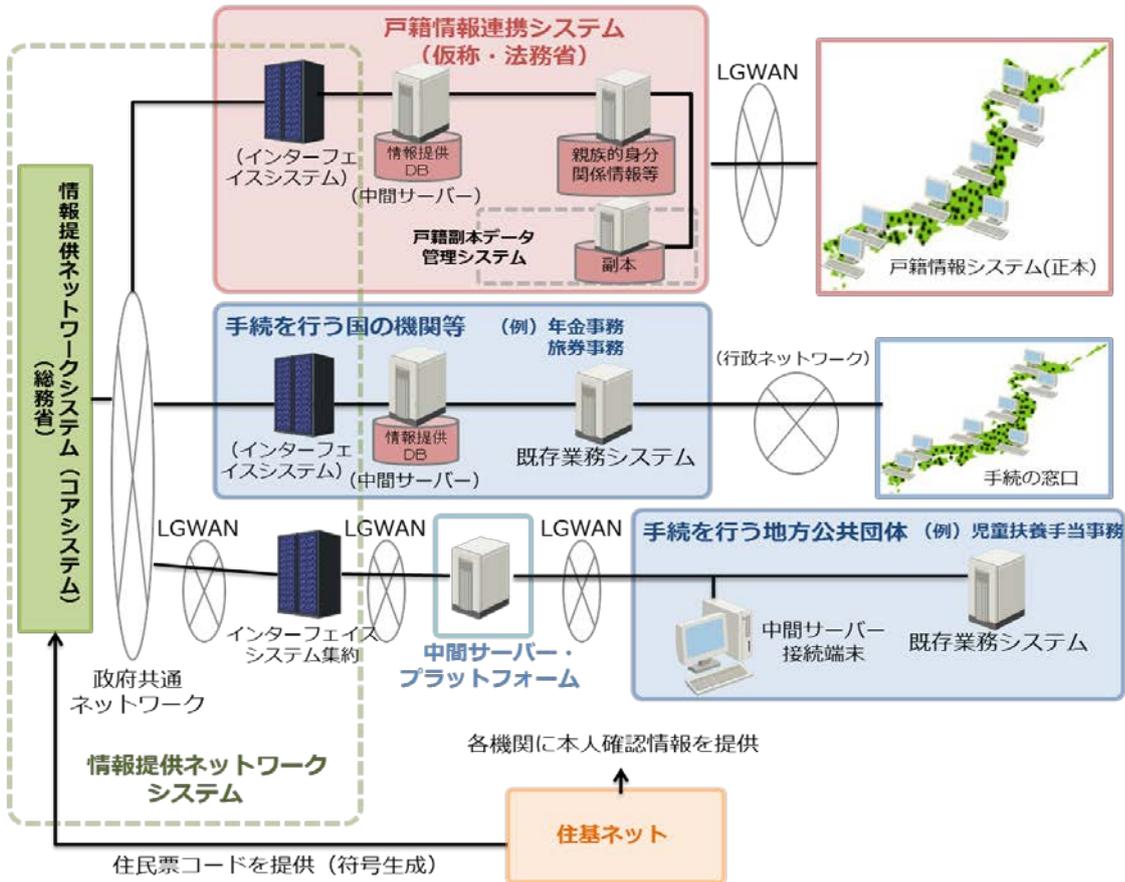
情報の提供側では、必要な情報を中間サーバーに記録してその者の機関別符号とともに管理し、情報照会があった際に情報を提供することになるため、情報保有機関は提供する情報を定め、当該情報を中間サーバーに登録しておく必要がある。

なお、個人情報保護の観点から、中間サーバーには氏名、生年月日、性別、住所の4情報やマイナンバーなど個人を特定できる情報は格納しないこととされているため、これらの情報は情報提供ネットワークシステムでは連携を行うことができない（これら4情報については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により確認することとなる。）。

## 【参考】ネットワーク連携のシステム構成図

### ※ネットワーク連携の留意点

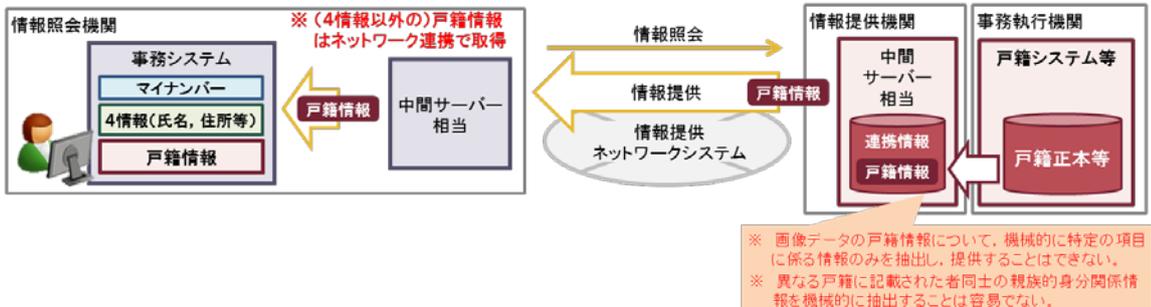
情報提供ネットワークシステムを用いる連携においては、中間サーバーにおいて、マイナンバーや個人を特定する4情報（氏名・住所・生年月日・性別）そのものは管理しないため、これらの情報を直接やりとりすることができない。基本4情報については、住基ネットの本人確認情報から取得する。



### <ネットワーク連携システムを利用した場合の留意事項>

- 氏名、生年月日、性別、住所(4情報)については、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の本人確認情報から取得  
 ➔ (本人及び親族に係る)4情報はネットワーク連携による情報提供ができない。
- マイナンバーも住基ネットの本人確認情報から取得可能(通常は個人からの申請等により取得)

### <ネットワーク連携用のネットワークシステム(情報提供ネットワークシステム)を通じて、情報照会に応じた情報提供を行う場合のイメージ>



## (2) ネットワーク連携における戸籍情報の提供

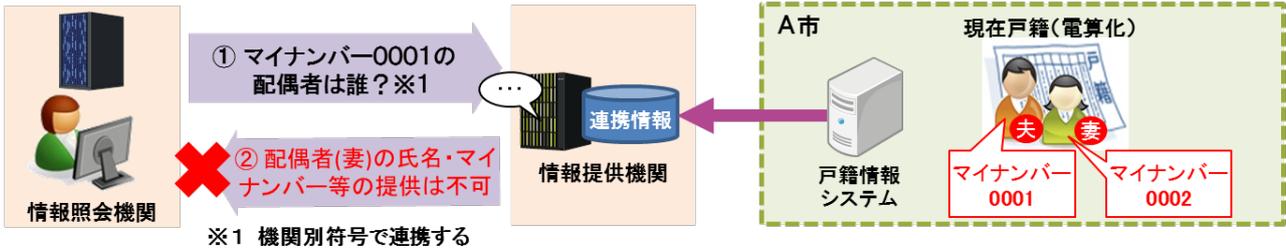
### ア 探索的な情報照会の不能

情報提供ネットワークシステムにおいては、マイナンバーを直接連携すること

は認められていないことから、例えば、ある個人のマイナンバーを利用して、その者の配偶者のマイナンバーを直接照会することや氏名等の個人を特定する情報を照会することができない。したがって、対象となる親族の情報が分からない状態で探索的に情報照会を行うことができず、ネットワーク連携における戸籍情報の照会については、対象となる個人のマイナンバーが必要となる。

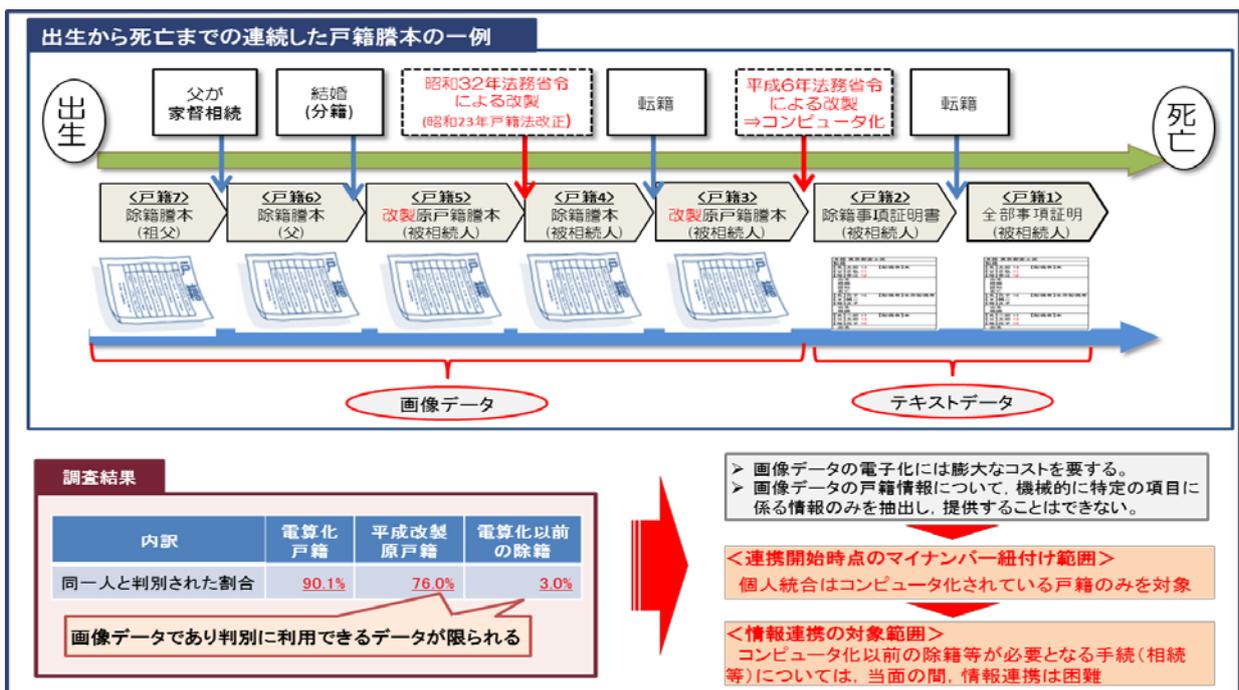
留意事項

二者間の親族的身分関係を確認する場合は、一方の者のマイナンバーをもって他方の者を探索することはできないので、情報照会者は、少なくとも当該二者それぞれのマイナンバーを入手する必要がある。



## イ 情報連携の対象範囲

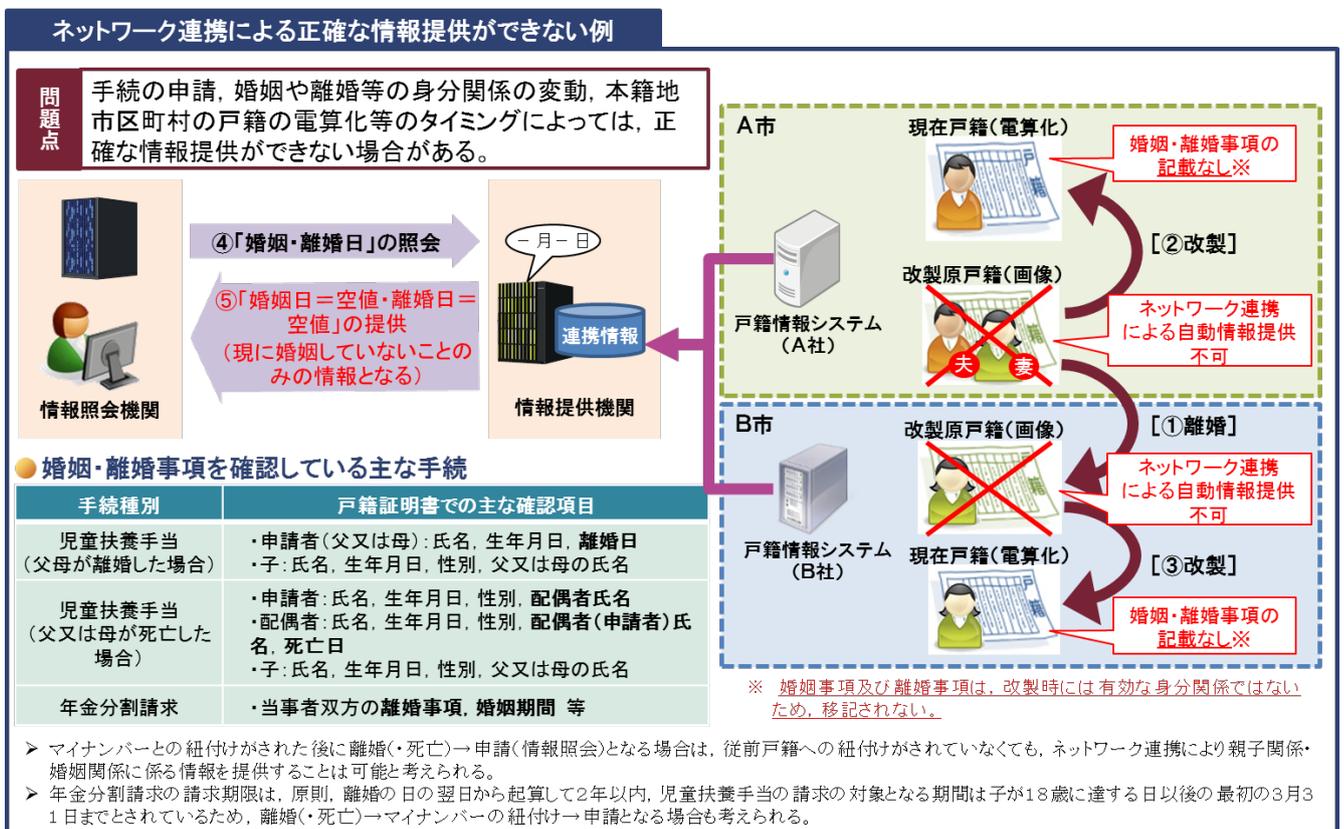
コンピュータ化時点で除籍となっていたものについては、画像データで保存されているところ、その情報量はマイナンバーが付されている者に限っても膨大であり、画像データという性質からもマイナンバーと紐付けることには技術的困難を伴う。また、仮に戸籍に記載された個人情報全てを統合し、紐付けようとすると、全ての情報をテキストデータ化する必要が生じるが、これは多くの費用、労力が必要となる一方、コンピュータ化する前の戸籍の情報が利用される機会がそれほど多くないことからすれば、費用、労力に見合った効果が見込めず、合理的とはいえない。したがって、現時点では、情報連携は、コンピュータ化されている戸籍のみを対象とするのが相当である。このため、コンピュータ化以前の除籍等が必要となる相続手続等については、当面の間、情報連携はできないこととなる。



## ウ 提供情報の制約

コンピュータ化をした戸籍については、新戸籍の編製に関する事項等一部の戸籍情報を省略して記録（移記）することができる取扱いとなっており、紙戸籍で管理していた過去の婚姻、離婚の情報は改製原戸籍として画像データで記録はしているもののテキストデータとしては記録していないため連携情報として提供することができない。

例えば、ある夫婦がA市において婚姻により新戸籍を編製し、戸籍がコンピュータ化される前に離婚をし、夫がA市、妻がB市においてそれぞれの戸籍の編製をし、その後、それぞれの市においてコンピュータ化された事例では、コンピュータ化された後の戸籍には婚姻・離婚事項が記録（移記）されないため、情報照会機関がネットワーク連携により、当該夫婦の婚姻日・離婚日について照会したとしても、情報提供ができない（あるいは空値として回答する）こととなる。



## 3 戸籍情報連携システムにおいて想定する新規事務

形態B案（情報統合型）を採用した場合には、例えば、次のような事務が考えられる。

### ① ネットワーク連携事務

符号をキーに情報提供ネットワークシステムを経由して行政機関等の求めに応じて戸籍情報を提供する事務

② 戸籍事務内における活用事務

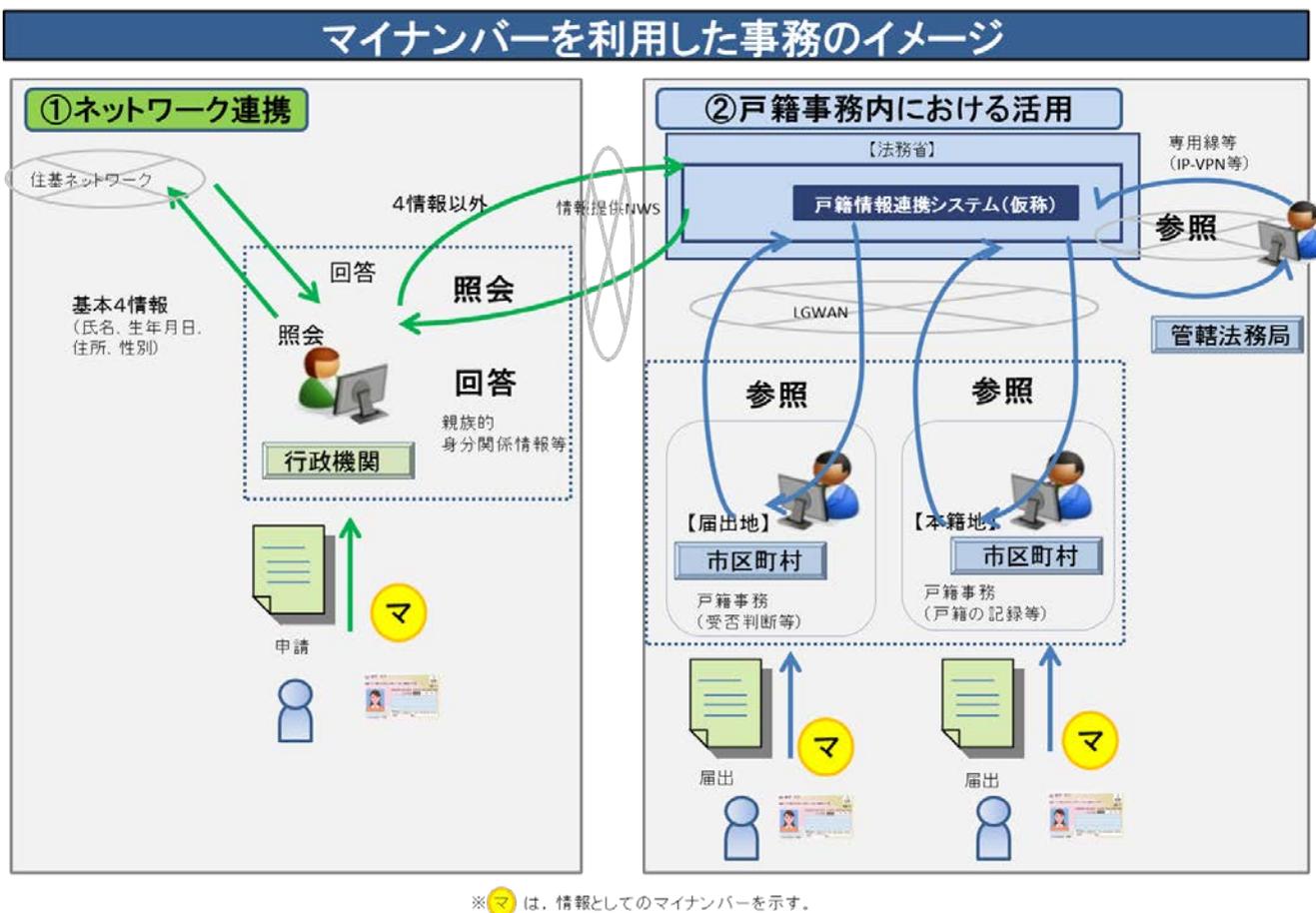
システムを通じて、市区町村・管轄法務局で戸籍情報や届書情報を参照し活用する事務

③ 匿名化統計情報提供事務

戸籍事件の集計や戸籍事務の改善などのため、親族的身分関係情報及び個人統合戸籍情報を参照し、戸籍情報を匿名化した上で、統計情報として提供する事務

④ その他

将来的なサービスとして、市区町村をまたいで転籍等があった場合に、本籍地の履歴を帳票にてお知らせする、本籍地履歴書交付サービス（仮称）



※マは、情報としてのマイナンバーを示す。

#### 4 ネットワーク連携のためのシステム

##### (1) ネットワーク連携のための戸籍情報の整備

ネットワーク連携では、行政機関等から、特定個人のマイナンバーをキーにして基本4情報を除く、特定個人の夫婦関係や親子関係といった戸籍情報の提供が求められる。しかし、現行の戸籍は、本籍地と筆頭者を中心に一組の夫婦と氏を同じくする子によって編製されており、個人ごとに戸籍情報が備えられているわけではなく、また、夫婦関係や親子関係といった個人の親族的身分関係を記号化

した情報も備えていない。このため、戸籍の記録について個人ごとに戸籍情報を備えるとともに、個人ごとに親族的身分関係を記号化する情報をあらかじめ作成する必要がある（親族的身分関係情報（仮称）の作成）。

戸籍の記録について個人ごとに戸籍情報を備えるためには、転籍等があった場合など、複数の戸籍に記録されている個人が同一人であることが結びつけられるようにする必要があるため、新旧本籍地の市区町村に保有されている同一人に関する各戸籍情報を統合する必要がある（個人統合戸籍情報（仮称）の作成）。

ここで、統合する情報は、市区町村の戸籍情報システムにおいて既に電子化されている戸籍及び除籍の情報を活用することが費用対効果の観点からも合理的であり、これらの情報は、戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、国が保有する個人統合戸籍情報として整備することが合理的である。

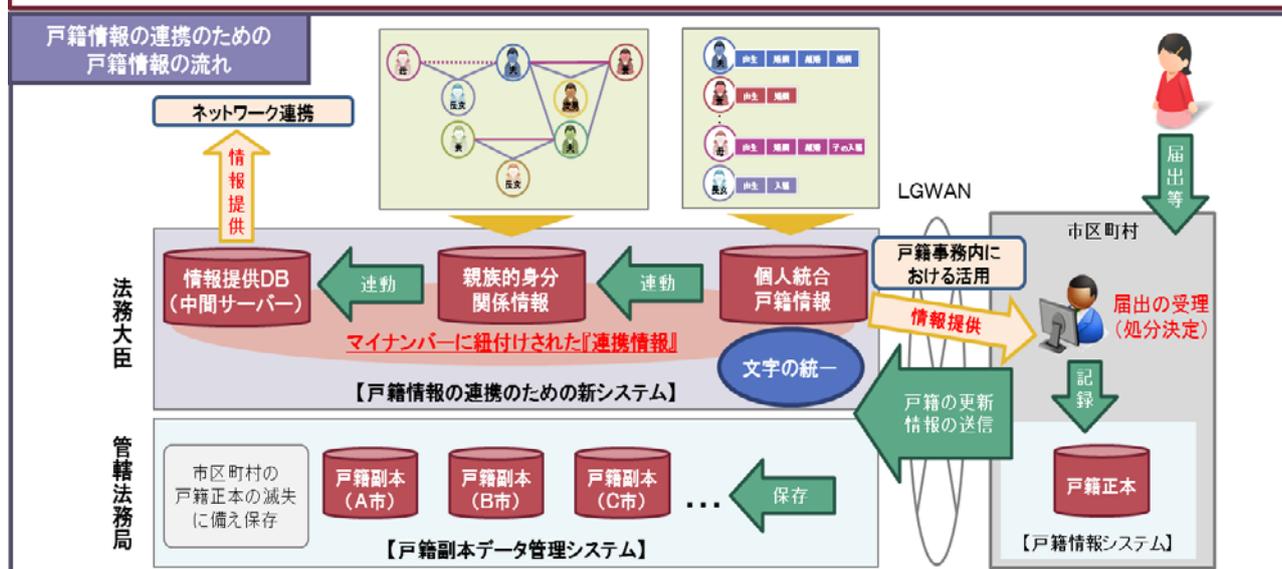
もともと、現状、市区町村ごとに外字（約102万文字）が作られるなど、戸籍に使用されている文字コードが統一されていないことから、文字コードを統一した個人統合戸籍情報を作るためには、市区町村の戸籍情報システムで使用されている文字情報について、文字コードを統一するための、文字の同定作業が必要となる（文字の整備）。

以上から、ネットワーク連携するための前提としての戸籍情報の整備として、個人統合戸籍情報の作成とその前提としての文字の整備及び個人ごとの親族的身分関係情報の作成が必要となる。

### <戸籍情報の整備のイメージ>

連携情報としての戸籍情報については、親子関係等の親族的身分関係に係る情報をネットワーク連携により実現するためには、現状の戸籍編製を基礎とした情報とは別に、以下の新たな情報を導入する必要がある。

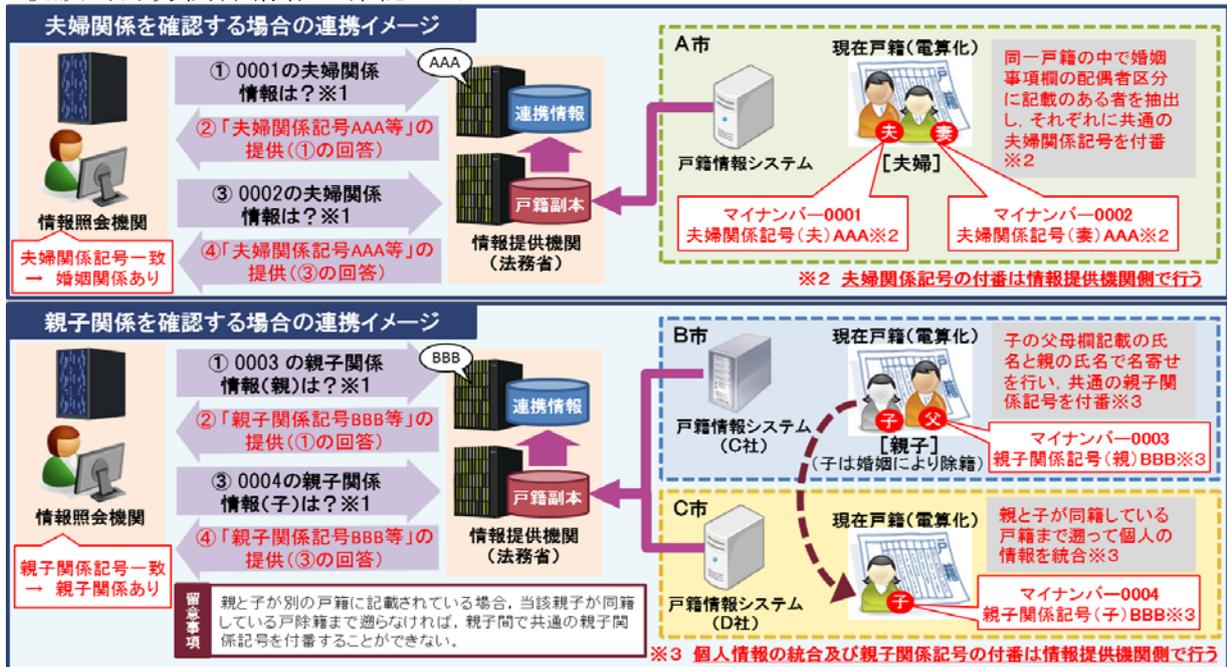
- ① 情報提供者（法務省）の管理の下、市区町村の戸籍の記録について、個人ごとに戸籍情報を備える。=> **個人統合戸籍情報（仮）**
- ② 個人統合戸籍情報から、個人を特定する情報を除いた上で、個人間の親族的身分関係を設定した情報を作成し、個人統合戸籍情報の変更（市区町村の戸籍正本の変更）と同期させる。=> **親族的身分関係情報（仮）**
- ③ 親族的身分関係情報からネットワーク連携のための**情報提供DB**（いわゆる「中間サーバー」）を設定する。



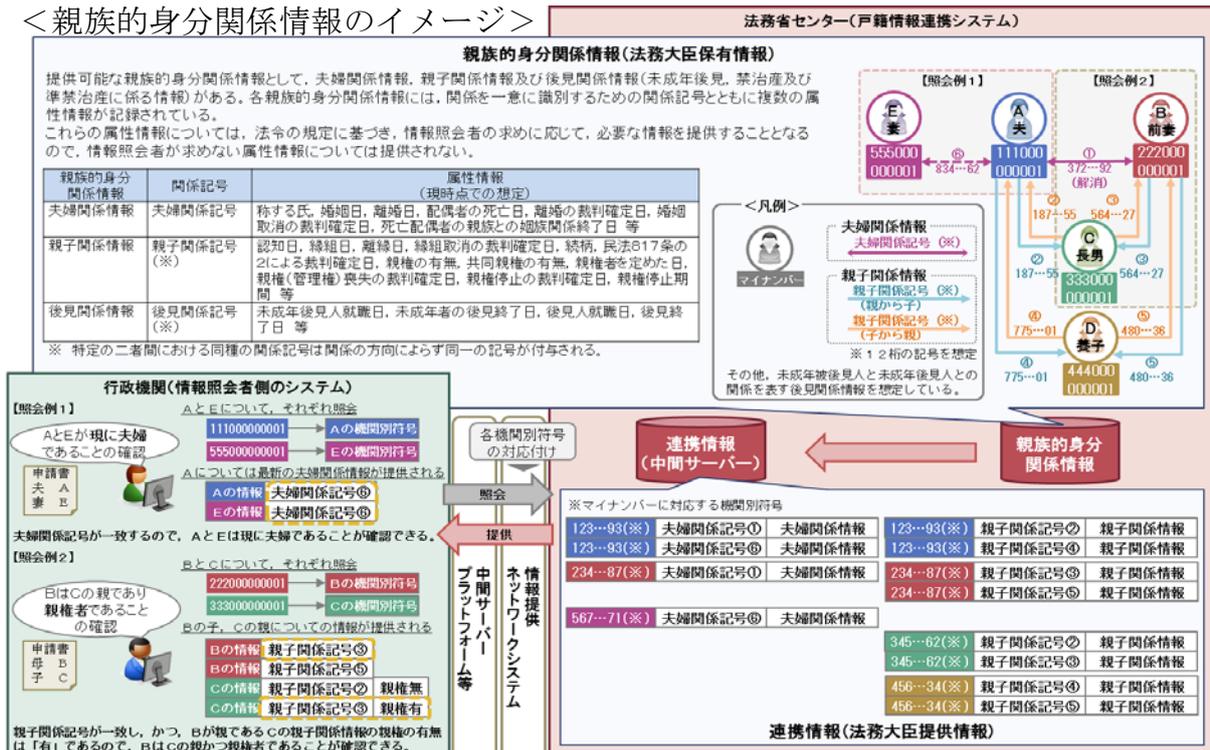
## (2) ネットワーク連携として提供する戸籍情報

前述のとおり、情報提供ネットワークシステムを使用する場合には、氏名、住所、生年月日及び性別の基本4情報を提供することができない。したがって、行政機関から符号を利用して照会があった場合には、当該符号に対応する個人に係る必要な戸籍情報のみ提供し、二者間の親族的身分関係情報（親子関係、夫婦関係及び後見関係）については、当該二者それぞれに同一の親族的身分関係記号を提供することとなる。

### <親族的身分関係情報の確認のイメージ>



### <親族的身分関係情報のイメージ>



もつとも、戸籍情報を照会する行政機関等側が効率的に事務を行えるよう、当該行政機関等の側において、記号化された親族的身分関係情報について可視的に変換するユーザーインターフェースを構築することも可能である。また、そのようなユーザーインターフェースは構築せず、事務担当者が記号化された親族身分関係情報の同一性について、目視によって確認する取扱いをすることも可能である。

なお、コンピュータ化時点で除籍となっていた戸籍情報については、ネットワーク連携によって提供することができないことから、行政機関等がこれを求める場合には、その必要性の有無を含め、行政機関等との間で個別に協議、調整することになると考えられる。

### <連携のための戸籍情報の整備について（小括）>

#### (i) 個人統合戸籍情報の作成とその範囲

提供する戸籍情報として、複数の戸籍に記録されている個人のを統合する必要があるところ、統合する範囲は、費用対効果の観点から、当面は、市区町村において既に電子化されている戸籍及び除籍（画像データを除く。以下同じ。）とする。

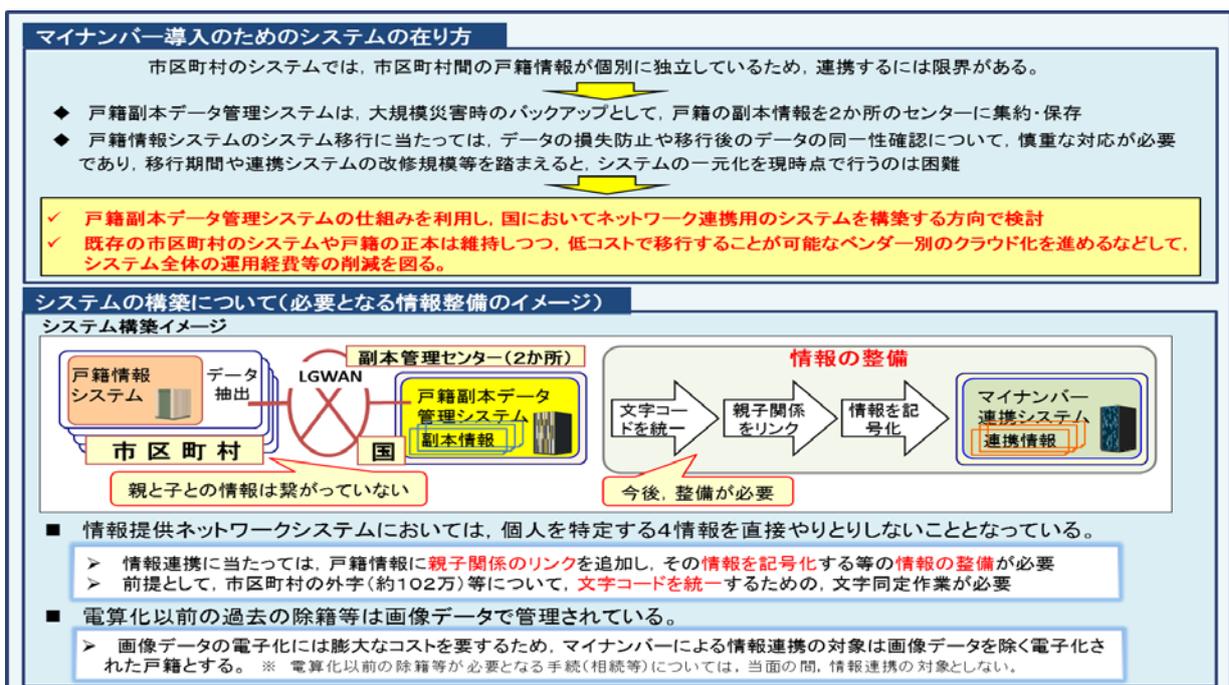
#### (ii) 文字の整備

個人の戸籍情報を統合するに当たっては、各市区町村で異なるデザイン、コードで管理されている文字情報を同定し、文字コードの統一化を図る文字整備事業を行う。

#### (iii) 親族的身分関係情報の作成

国民が戸籍証明書を提出することに代えて行政機関等に提供する戸籍情報として、統合した個人の戸籍記録に対応する親子関係や夫婦関係などの親族的身分関係情報を作成する。

### <システムの在り方と構築についてのイメージ>



### (3) ネットワーク連携による連携候補手続について

戸籍証明書の提出が必要となる手続については、相続関係手続等、画像データ化された古い除籍等を必要とする手続が多くを占めているが、画像データ化された除籍等については、マイナンバーとの紐付けに当たっては手作業が必要であり、照会された情報について自動的に抽出して応答するためには、別途データのセットアップをし、紐付けない限り不可能であることから、情報連携は困難と考えられる。そこで、ネットワーク連携による連携候補手続については、電子化された戸籍の範囲で大部分が対応可能と想定される手続が考えられる。

一方、法令上、戸籍証明書を必要とする手続の数は200以上にも上るが、このうち戸籍証明書の代替として住民票の写しの提出が認められているものや証明書の提出先が行政機関でないものを除き、費用対効果の観点から、当該事務の処理件数等の実績を踏まえ、ある程度の連携効果が見込めるものを中心に検討を進める必要がある。

現時点で、これらの条件に合致するものとして、例えば、以下の手続が戸籍の連携候補手続として挙げられる。

連携候補手続	連携候補先(所管庁)	戸籍証明書での主な確認項目
児童扶養手当請求	市区町村 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の氏名, 生年月日, 婚姻日, 離婚日</li> <li>申請者と子の続柄, 親権の有無</li> </ul>
老齢年金請求	日本年金機構 (厚生労働省年金局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給権者と加給年金額対象者等との続柄(配偶者, (未成年等の)子)</li> <li>現在の婚姻期間等</li> </ul>
年金分割請求		<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者双方の離婚事項, 婚姻期間等</li> </ul>
旅券発給申請	旅券事務所 (外務省領事局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券発給申請者の戸籍が存在すること(日本国籍の有無の確認)</li> <li>申請者の氏名, 生年月日, 性別, 本籍</li> <li>(未成年申請者の場合)法定代理人の氏名, 続柄, 親権の有無</li> <li>申請者の婚姻事項, 離婚事項, 養子縁組事項</li> </ul>

## 5 戸籍事務内における活用等のためのシステム

### (1) 新システムのイメージ

研究会において、「市区町村は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、当該事件本人のマイナンバーを活用し、国が構築する戸籍情報連携システムの情報を参照して、審査を行うことができるものとし、原則として届出人が戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとする」といった制度を構築することが議論されてきた。このため、システム的にも受理地市区町村において審査に必要な戸籍情報を取得(参照)できるようにすることが考えられる。

また、同じく研究会において、「届書、申請書その他の書類については、届出等を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情

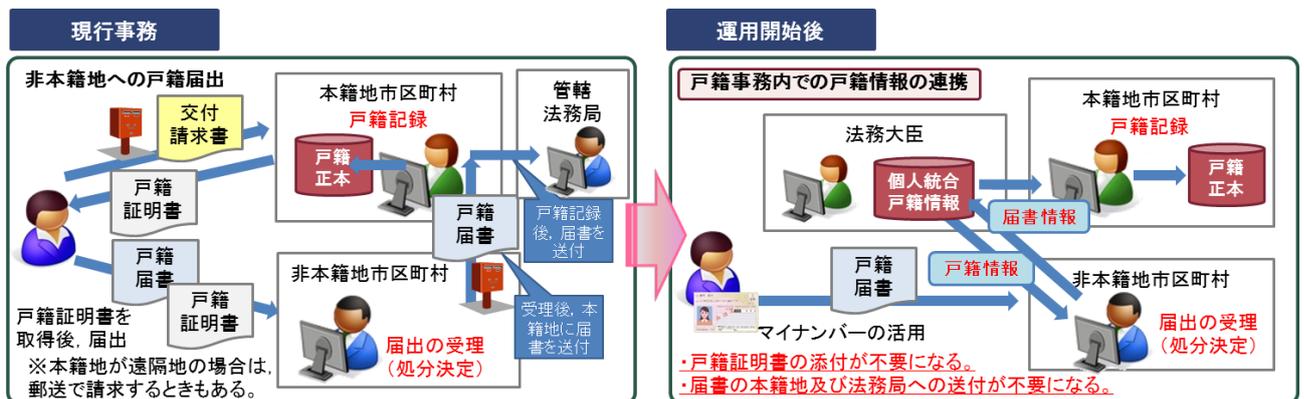
報連携システム（仮称）に送信するとともに、届書等を一定期間保存することとし、現在行われている本籍地市区町村及び法務局等への送付事務を行わないものとする。また、戸籍を記載する本籍地の市区町村で活用できるよう、届書のうち必要事項を入力した情報も国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に保存されたこれらの情報は、本籍地の市区町村の戸籍事務及び管轄法務局の指示等の事務において参照できるものとする」といった制度を構築することが議論されてきた。このため、届書情報については、受理地市区町村において処分決定（受理）後に電子化し、国が管理する戸籍情報連携システムに送信し、参照できるようにするとともに、受理地市区町村で入力した届書情報を、本籍地市区町村で戸籍記載に活用できるようにすることが考えられる。

このほか、迅速な戸籍事件統計の公表に資することができるよう、市区町村が作成する戸籍事件表（戸籍の届出、戸籍証明書の交付請求等に関する統計）を戸籍情報連携システムに送信し、集計作業等を自動化することが考えられる。また、これらの情報を、戸籍事務の改善のための分析にも資することができるよう、情報の加工化を行うことが考えられる。

## (2) 戸籍事務に与える影響

受理地市区町村から本籍地市区町村への照会については、電子化され、戸籍情報連携システムにより確認できる戸籍情報は照会が不要となることから、事務の効率化が進むことが期待される。

また、届書等の発送事務が不要となることから、送付の際の宛名書き、送達確認も不要となり、届書の未送達といった事案もなくなることになる。こうしたことからすると、戸籍事務内における活用は非常にメリットがあると考えられる。



## 6 戸籍情報に対する情報セキュリティ対策

日本人の親族的身分関係が登録されている高度な個人情報である戸籍情報の漏洩や不正利用を防止する観点から、戸籍情報は暗号化して保存し、戸籍情報へのアクセス許可の認証は厳格なものとする必要がある。認証においては、アクセス者、職責、届出審査、戸籍記録等の事務の種別、機関名称等を明らかにし、全ての操作記録を認証ログとして記録することが妥当であり、第三者が監視、確認する仕組みとすることも考えられる。また、システムのアプリケーションから戸籍情報への直接のアクセス

を禁止し、アプリケーション認証を伴うAPI経由のアクセスのみを許容するといったことが考えられる。さらに、運用面からは不受理申出や届書等の記載事項証明書等においてDV被害者等の住所等が覚知されないよう配慮を求める申立てがあった場合に、事務処理に過誤が生じないような仕組みを構築することも重要である。

戸籍情報の完全喪失を防止する観点から、戸籍副本データ管理システムは維持し、正本については現在と同等の完全性を維持するとともに、戸籍情報連携システムにおいては、センターを分散し、相互にレプリケーションを行うことが考えられる。なお、完全喪失の防止を十全なものにするためには、バックアップデータについて、センターでの保管に加え、別途、遠隔保管を行うことも検討に値する。

## 7 システムの業務継続性の確保

システム障害が発生した場合のシステム停滞時間を可及的に短縮化する観点から、戸籍情報連携システムを管理するセンターの拠点は2か所とし、各センターの機器を冗長化することを原則とするとともに、拠点間で戸籍情報を同期させ、センターが停止した場合には他方のセンターに切り替えて業務が継続できるようにすることが必要である。

## 8 デジタルガバメントの構築に向けて

戸籍事務における文字の利用の効率化を図るため、市区町村間で解釈の異なる文字の取扱いに一定の基準を設け、将来的に国際標準に準拠したIPA文字情報基盤の文字コード体系を備えた「新戸籍統一文字」（戸籍の記録に使用されている全ての文字に対して文字同定を実施し、これにより作成された統一的な文字集合）に収められることが望ましい。このため、例えば、文字コードを統一化した文字の整備作業終了から一定期間経過後は、これに反するような新規の字形作成を抑制するといったことが考えられる。

＜戸籍に記録できる文字（新戸籍統一文字）一覧の一案のイメージ＞

項番	読み	標準字形 (IPA)	戸籍統一文字番号	JIS水準 (面句点)	各戸籍情報システム開発事業者の内字文字					その他の字例 (市区町村外字)	
					A社	B社	C社	D社	E社		
1	キ	久 MJ006378	001460 (常用)	第1水準 (1-21-55)	久	久*	久	久	久	久*	久*
2	キ	喜 MJ008464	045320 (常用)	第1水準 (1-20-78)	喜	喜	喜	喜	喜	喜*	喜*
3	コ	倭 MJ006838	009070 (人名)	第1水準 (1-24-86)	倭	倭	倭*	倭	倭	倭*	
4	シ	松 MJ013667	163500 (常用)	第1水準 (1-30-30)	松	松	松*	松	松	松*	松
5	タ	澤 MJ016002	207340	第2水準 (1-63-23)	澤	澤	澤*	澤	澤	澤*	澤

IPA文字情報基盤の字形。  
内の英数字は、IPA文字情報基盤に登録されている文字を一意に特定するための記号 (MJ文字図形番号)。

文字包摂基準により、標準字形に包摂される文字。  
\*付きの文字は、標準字形に包摂されるものの、住基ネット統一文字では標準字形とは別に当該字形が登録されているため、住基ネット統一文字を包含するIPA文字情報基盤では、標準字形とは区別している (戸籍統一文字ではこれらの字形を区別していない。)

久 久  
MJ006378 MJ006379

## 第5 まとめ

### (提供する戸籍情報の整備) (P13)

- ・ 行政機関等に提供する戸籍情報として、複数の戸籍に記録されている個人の情報を統合する必要があるところ、費用対効果の観点から、統合する範囲は、当面は、市区町村において既に電子化されている戸籍及び除籍とする。
- ・ 個人の戸籍情報を統合するに当たっては、各市区町村で異なるデザイン、コードで管理されている文字情報を同定し、文字コードの統一化を図る文字の整備事業を行う。
- ・ 国民が戸籍証明書を提出することに代えて行政機関等に提供する戸籍情報として、統合した個人の戸籍記録に対応する親子関係や夫婦関係などの親族的身分関係情報を作成する。

### (システムの骨格) (P5)

- ・ システム構築の効率化、合理化の観点から、既存の市区町村の戸籍情報システムや戸籍の正本の制度は維持しつつ、連携して提供する情報として電子化された戸籍情報を保有する必要があることから、国において戸籍情報連携システムを構築する(情報統合型「形態B」)。同様の観点から、現行の戸籍副本データ管理システムの仕組み(市区町村の戸籍の正本の更新情報を国のシステムに送信する方法)を利用する。

### (システム設計方針) (P5~6)

- ・ マイナンバーをキーとして戸籍情報を行政機関等に提供することの正確性を期すため、戸籍情報連携システムと連携させるマイナンバーの取得については、マイナンバーを付番する住民基本台帳と戸籍簿とをつなぐ役割を果たしている戸籍の附票を活用することとし、これにより戸籍情報にマイナンバーを紐付ける。
- ・ 戸籍情報連携システムは、戸籍情報の提供その他の行政機関等との連携において利用する政府共通ネットワーク、L G W A N、法務省ネットワーク及び住民基本台帳ネットワークシステムの各ネットワークとの接続に当たっては、各ネットワークの安全性及び独立性を確保するため、不必要なネットワーク間の疎通を防止する仕組みとする。
- ・ 市区町村の戸籍情報システムを維持する場合においても、自治体クラウドの推進といった国及び地方公共団体でのIT施策を参考にしつつ、低コストで移行することが可能なクラウド化を進めるなどして、システム全体の運用経費等の削減を図る。

### (戸籍情報連携システムにおいて想定する新規事務) (P9~10)

- ・ ①符号をキーに情報提供ネットワークシステムを経由して行政機関等の求めに応じて戸籍情報を提供する「ネットワーク連携」事務、②システムを通じて、市区町村・管轄法務局で戸籍情報を参照し活用する「戸籍事務内における活用」事務、③親族的身分関係情報及び個人統合戸籍情報を参照し、戸籍情報を匿名化した上で、統計情報として提供する「匿名化統計情報」事務などが考えられる。

#### (他の行政機関との連携のためのシステム) (P12~13)

- ・ ネットワーク連携において、行政機関等から符号を利用して照会があった場合には、当該符号に対応する個人に係る必要な戸籍情報のみ提供し、二者間の親族的身分関係情報（親子関係、夫婦関係及び後見関係）については、当該二者それぞれに同一の親族的身分関係記号を提供する（ネットワーク連携）。なお、電子化されていない戸籍情報の提供についてはその必要性の有無を含め、行政機関等との間で個別に協議、調整する。

#### (戸籍事務内における活用等のためのシステム) (P14~15)

- ・ 受理地市区町村において審査に必要な戸籍情報を取得（参照）できるようにする。
- ・ 届書情報については、受理地市区町村において処分決定（受理）後に電子化し、国が管理する戸籍情報連携システムに送信する。また、受理地市区町村で入力した届書情報を、本籍地市区町村で戸籍記載に活用できるようにする。
- ・ 迅速な戸籍事件統計の公表に資することができるよう、市区町村が作成する戸籍事件表（戸籍の届出、戸籍証明書の交付請求等に関する統計）を戸籍情報連携システムに送信し、集計作業等を自動化するとともに、戸籍事務の改善のための分析にも資することができるよう、情報の加工化を行う（匿名化統計情報の生成と活用）。

#### (戸籍情報に対する情報セキュリティ対策) (P15~16)

- ・ 戸籍情報が高度な個人情報であることに鑑み、情報技術の進展にも留意しつつ、必要かつ合理的な範囲で可用性、完全性及び機密性を確保する。

#### (システムの業務継続性の確保) (P16)

- ・ 戸籍情報連携システムは、各行政機関等に戸籍情報を提供する行政システム基盤であることから、戸籍情報を提供する機関との調整等を踏まえた適切なサービスレベルを設定した上で、最適な継続的システム運転を行う。

#### (デジタルガバメントの構築に向けて) (P16)

- ・ 戸籍事務において文字の利用を効率的に行えるようにする観点からは、将来的にIPAの文字情報基盤の文字コード体系を備えた「新戸籍統一文字」に収れんできることが望ましい。このため、例えば、文字コードを統一化した文字の整備作業終了から一定期間経過後は、これに反するような新規の字形作成を抑制するといったことが考えられる。

## 第6 終わりに

システムの構築、運用に当たっては、更に制度の詳細な内容の検討が必要なものもあるため、今後、議論を深めていくべき課題もいくつか残されているが、各委員が忌憚ない意見を出し合い、熱心な議論を重ねてきた結果として、今回、最終取りまとめという形で、システムの骨格の大意を決めることができた。今後、市区町村における

戸籍事務の実情を具体的に踏まえつつ、制度の詳細な議論が進められ具体化していく中で、本ワーキンググループの最終取りまとめが活用され、新たなシステムを活用した新たな制度が着実に実施されることを期待して結びとしたい。

## 第7 資料編

### 戸籍システム検討ワーキンググループ委員等名簿

- 1 座長を除く委員は五十音順による。
- 2 退任した委員等の肩書は就任当時のものを示す。

#### 委員

#### 座長

国立情報学研究所副所長	安達 淳
東京法務局民事行政部戸籍課第一係長	青木 典一 (第19回(H29.5)～)
内閣官房番号制度推進室参事官補佐	新井 悠介 (第19回(H29.5)～)
筑波大学図書館情報メディア系准教授	石井 夏生利
国税庁課税部資産課税課課長補佐	市川 康樹 (～第2回(H27.7))
東京都大田区福祉部福祉管理課調整(福祉システム)担当係長	遠藤 芳行
厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課統計情報調整官	小澤 公子 (～第9回(H28.3))
千葉県八千代市総務企画部戸籍住民課主査	折笠 厚志
東京都北区区民部戸籍住民課主任主事	神部 栄一 (第19回(H29.5)～)
総務省自治行政局住民制度課理事官	小牧 兼太郎(第19回(H29.5)～)
セコム株式会社顧問	小松崎 常夫
東京法務局民事行政部戸籍課課長補佐	斉藤 正則 (第19回(H29.5)～)
国税庁課税部資産課税課企画専門官	酒井 秀行 (第3回(H27.9)～)
東京都大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当係長	高橋 昌昭
東京法務局民事行政部戸籍課第一係長	高柳 正明 (～第18回(H29.3))
東京法務局民事行政部戸籍課課長補佐	中村 博之 (～第18回(H29.3))
総務省自治行政局住民制度課理事官	名越 一郎 (～第18回(H29.3))
厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室統計情報調整官	成田 啓子 (第10回(H28.4)～)
内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐	平野 徹 (～第18回(H29.3))
内閣官房番号制度推進室参事官補佐	伏木 崇人 (第19回(H29.5)～)
総務省自治行政局住民制度課課長補佐	穂積 直樹
内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐	本間 貴明 (～第18回(H29.3))
早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科教授	鷺崎 弘宜

#### オブザーバー

慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

手塚 悟

法務省

山崎	耕史	法務省民事局民事第一課長	(～第12回 (H28.6))
渡邊	ゆり	法務省民事局民事第一課長	(第13回 (H28.8)～)
北村	治樹	法務省民事局民事第一課戸籍企画官	
杉谷	達哉	法務省民事局民事第一課補佐官	(～第18回 (H29.3))
櫻庭	倫	法務省民事局民事第一課補佐官	(第19回 (H29.4)～)
横山	真弓	法務省民事局民事第一課戸籍企画第一係長	(～第9回 (H28.3))
青池	知頼	法務省民事局民事第一課戸籍企画第二係長	(～第18回 (H29.3))
田中	寿徑	法務省民事局民事第一課戸籍企画第一係長	(第19回 (H29.4)～)
中谷	華奈	法務省民事局民事第一課戸籍企画第二係長	(第10回 (H28.4)～)
明石	直人	法務省民事局民事第一課戸籍企画第三係長	(第10回 (H28.4)～)

## 戸籍システム検討ワーキンググループの開催経過

### ○第1回（平成27年6月3日）

#### <検討内容>

- ① 戸籍制度と事務の処理について
- ② 戸籍制度に関する研究会における議論の概要
- ③ 各論点に係る現状及び問題点
- ④ 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等

### ○第2回（平成27年7月8日）

#### <検討内容>

- ① 今後の戸籍システム検討ワーキンググループにおける検討スケジュール及び調査研究受託業者による調査・研究の全体スケジュール
- ② マイナンバー制度の概要等
- ③ ワーキンググループの検討事項
- ④ 調査・研究における調査事項

### ○第3回（平成27年9月15日）

#### <検討内容>

- ① 戸籍情報システムの在り方・形態について
- ② 「戸籍情報の利用実態等に関する調査」に係る予備調査の実施状況の報告

### ○第4回（平成27年10月15日）

#### <検討内容>

- ① 戸籍情報の保持形態について
- ② 「戸籍情報の利用実態等に関する調査」に係る本調査の実施結果の報告

### ○第5回（平成27年11月5日）

#### <検討内容>

戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲について

### ○第6回（平成27年11月27日）

#### <検討内容>

- ① 戸籍副本データに関する調査結果の報告
- ② 市区町村におけるマイナンバー利用のための新システムへの移行過程について

- 第7回（平成28年1月19日）  
＜検討内容＞  
新システムにおける戸籍情報の保護方針について
- 第8回（平成28年2月10日）  
＜検討内容＞  
新システムにおける戸籍情報の保護方針について（続き）
- 第9回（平成28年3月9日）  
＜検討内容＞  
調査研究事業に係る中間報告書の概要案についての報告
- 第10回（平成28年4月27日）  
＜検討内容＞  
調査研究事業に係る中間報告書の概要案について（続き）
- 第11回（平成28年5月31日）  
＜検討内容＞  
調査研究事業に係る中間報告書の概要案について（続き）
- 第12回（平成28年6月24日）  
＜検討内容＞  
相続関係など多くの戸籍証明書を要する手続について
- 第13回（平成28年8月2日）  
＜検討内容＞  
相当数の戸籍証明書を要する手続について
- 第14回（平成28年9月30日）  
＜検討内容＞  
ネットワーク連携の対象について
- 第15回（平成28年11月30日）  
＜検討内容＞  
① ネットワーク連携のためのマイナンバーの紐付けについて  
② ネットワーク連携する戸籍情報の調製の在り方について
- 第16回（平成28年12月26日）  
＜検討内容＞  
新システムの形態について

○第17回（平成29年2月10日）

<検討内容>

中間取りまとめ（案）について

○第18回（平成29年3月29日）

<検討内容>

① 委託調査研究「戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・検討等」に係る最終報告に向けて（骨子案）について

② 中間取りまとめ（案）について（続き）

○第19回（平成29年5月30日）

<検討内容>

最終取りまとめに向けて（案）について

○第20回（平成29年6月30日）

<検討内容>

① 実現可能なサービス等について

② 最終取りまとめ要旨（案）について

○第21回（平成29年7月28日）

<検討内容>

最終取りまとめ（案）について

# 戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための システムの在り方に係る調査

# 1 戸籍情報の利用実態等に係る調査

## (1) 戸籍証明書の利用目的

### 調査概要

#### 調査目的

戸籍証明書の提出を要する手続を洗い出し、戸籍情報に対するニーズ等を把握するために、戸籍証明書の利用目的を調査

#### 調査内容等

- 東京都内の1自治体を対象とした現地調査において、平成26年分の戸籍証明書の交付請求書の内容を調査することにより、戸籍証明書の利用目的及び提出先を集計
- 全市区町村を対象とした書面調査において、現地調査における戸籍証明書交付請求時の利用目的別の比率と、各市区町村における傾向との差異を確認
- 全市区町村を対象とした書面調査において、戸籍証明書及び戸籍に関する一般行政証明書の交付件数等を調査

### 参考データ

#### 統計値

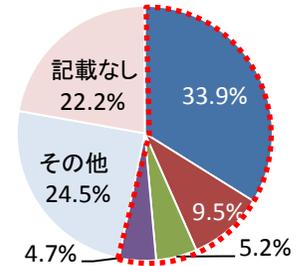
- 平成26年度の戸籍証明書の発行件数  
記録事項証明書:27,542,317件(うち無料:5,263,935)  
謄抄本等 :13,254,837件(うち無料:4,211,374)
- 平成27年度の戸籍証明書の発行件数  
記録事項証明書:28,465,302件(うち無料:5,298,305)  
謄抄本等 :14,265,773件(うち無料:5,118,147)

### 主な調査結果

#### 戸籍証明書の利用目的

##### 多い利用目的(現地調査)

- 1位 相続関係手続
  - 2位 年金・社会保険関係手続
  - 3位 旅券関係手続
  - 4位 戸籍届出
- 上位4つで**53.3%**を占める



##### 書面調査における全市区町村の傾向

1位で86.7%, 2位から4位までで85.6%の市区町村が現地調査結果と「同様である」と回答

#### 利用目的別の戸籍証明書の種別

利用目的によって必要とされる戸籍証明書の種別が相違  
主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付

- 相続関係手続
  - 年金・社会保険関係手続
- 主に戸籍記録事項証明書を交付
- 旅券関係手続
  - 戸籍届出

#### 請求形態別の比率

##### 請求形態別の比率(現地調査)

- 窓口での一般請求(41.5%)
  - 郵送による一般請求(31.5%)
  - 公用請求(27.0%)
- ※公用請求については、大半が郵送による請求

## (2) 戸籍証明書の提出を求める行政機関へのヒアリング

### 調査概要

#### 調査目的

各行政手続における戸籍証明書の利用の在り方を検討するために、戸籍証明書の提出を求めている行政機関において確認する事項等をヒアリング調査

#### 調査内容等

##### ■ 調査手法

次の手続を対象に所管する行政機関に対してヒアリングを実施。

- ・旅券発給事務に係る手続(外務省)
- ・年金, 児童扶養手当等の社会保障に係る手続(厚生労働省)
- ・相続税の申告等の税に係る手続(国税庁)

##### ■ 主な調査内容

- ・手続において戸籍証明書の提出を求める目的
- ・戸籍証明書で確認する事項
- ・氏名等の文字の字形等の確認の状況
- ・システムでの情報連携等に関する要望・意見等

### 参考データ

#### 統計値

- 国内での一般旅券発行数 平成27年:3, 249, 593冊
- 児童扶養手当(認定請求書受付) 平成27年度:137, 365件
- 相続税に係る被相続人数 平成27年:133, 070人

### 主な調査結果

#### 戸籍証明書で確認すること

##### 利用目的は2つに類型化

- 手続の申請書等に記載された内容の確認
- 手続の対象者に関して, 親族的身分関係にある者の探索等

##### 戸籍証明書で確認する事項

- **日本国籍を有していること**
- 氏名, **氏又は名の変更履歴**
- 生年月日
- 続柄(性別)
- **本籍**
- **特定の者との身分関係(夫婦, 親子, 兄弟姉妹, 相続人など)**

#### 各調査機関の情報連携に関する主な要望・意見等

- 戸籍の全ての情報ではなく, 特定の者との親族的身分関係など必要な情報が提供されること
- 戸籍に登録されている本人を特定するための構成要素として本籍情報(地番等まで含む)が提供されること
- 戸籍に登録されている文字の字形を基本として氏名を確認できること

### (3) 戸籍に関する国民の意識調査

#### 調査概要

##### 調査目的

戸籍証明書の交付請求を行う国民側のニーズを直接的に把握するため、Webアンケートにより交付請求におけるニーズ等を調査

##### 調査内容等

###### ■ 調査手法

モニターとして登録している全国の国民を対象にWebアンケートを実施

###### ■ 調査対象

以下96セグメントに分割し、セグメントごとに原則100人を抽出し、9,526名を対象に実施。

①性別 2セグメント(男性・女性)

②年齢 6セグメント(20代から70代まで)

③地域 4セグメント

(「北海道・東北」「関東」「中部・近畿」「中国・四国・九州」)

④居住地域 2セグメント

(人口密集地(政令市, 県庁所在地等人口密度の高い241市区町村), それ以外)

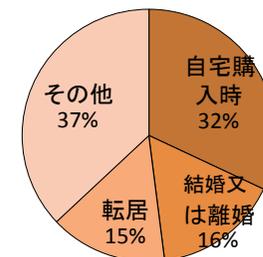
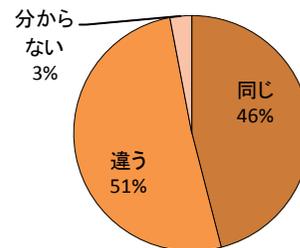
###### ■ 主な調査内容

- ・本籍と住所の関連
- ・戸籍証明書の交付請求経験
- ・戸籍証明書の交付請求方法
- ・戸籍証明書の取得方法に関するニーズ
- ・戸籍証明書の交付請求に要する時間

#### 主な調査結果

##### 本籍と住所の関連

- 本籍地と住所地の関連
- 本籍地と住所地を同じにしたきっかけ



- 本籍地と住所地が同じ理由

- ・住所と同じにしたほうが便利だから 47%
- ・住所地に長く住むため 13%

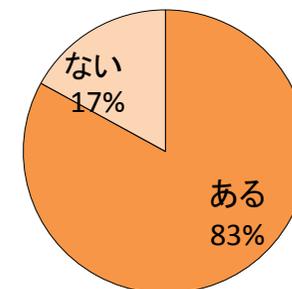
- 本籍地と住所地が異なる理由

- ・特定の意思をもって本籍地を指定している 27%

##### 戸籍証明書の交付請求経験

- 戸籍証明書の交付請求経験の有無

戸籍証明書の交付請求経験のある人の割合については、年代が上がるにつれて高くなる傾向にあり、70代で取得したことがない人の割合は全体の0.6%。

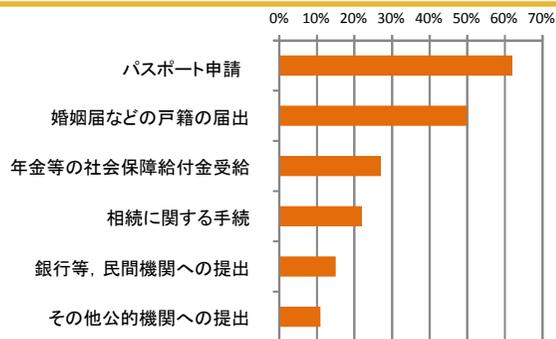


### (3) 戸籍に関する国民の意識調査(つづき)

#### 主な調査結果

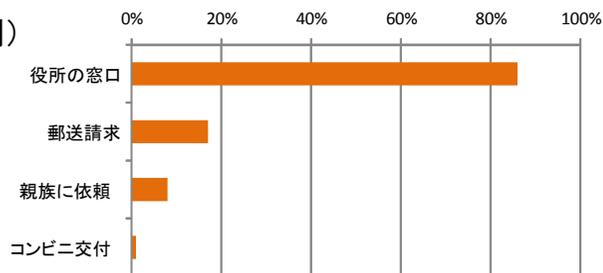
##### 戸籍証明書の交付請求目的

###### ■ 交付請求目的 (複数選択可能設問)



##### 戸籍証明書の交付請求方法

###### ■ 交付請求方法 (複数選択可能設問)



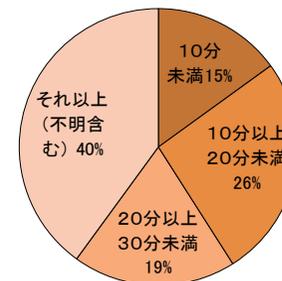
##### 戸籍証明書の取得方法に関するニーズ

###### ■ 将来における戸籍証明書の取得方法に関するニーズ

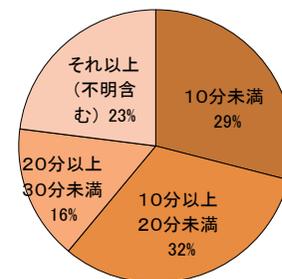
- ① 本籍地の市区町村の役所又は役場の窓口で取得 42%
- ② 最寄りの市区町村の役所又は役場の窓口で取得 23%
- ③ インターネットでマイナンバーを利用して取得 13%
- ④ コンビニでマイナンバーを利用して取得 11%

##### 戸籍証明書の交付請求に要する時間

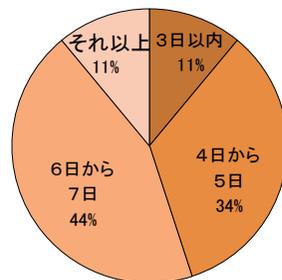
###### ■ 役所又は役場までの往復にかかる時間



###### ■ 役所又は役場での証明書取得までの待ち時間



###### ■ 郵送請求時の投函から取得までの期間



## 2 戸籍事務の処理方法等に係る調査

### 調査概要

#### 調査目的

戸籍事務における課題を把握し、今後の戸籍事務の在り方を検討するために、市区町村における戸籍事務処理の実施状況を調査

#### 調査内容等

- 調査手法
  - ・東京都内の2つの自治体を対象とした現地調査において事務処理時間を調査
  - ・全市区町村を対象とした書面調査により上記調査項目との近似性を調査
- 主な調査内容
  - ・戸籍事務処理(各種届出/戸籍訂正/戸籍相談等)における処理の内容、処理手順等を調査
  - ・戸籍に係る他機関への通知の件数を調査
  - ・戸籍事務及び関連事務の内部事務用書類を調査

### 参考データ

#### 統計値

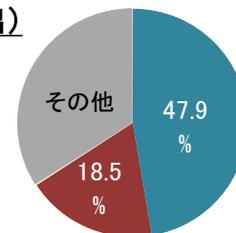
- 届出事件数 平成27年度:4,247,875件  
※内訳:本籍人届出3,134,743件  
非本籍人届出1,113,132件  
(他市区町村から送付2,375,759件)

### 主な調査結果

#### 戸籍届出に係る他機関への通知や諸帳簿の管理実態

##### 通知用書類種別ごとの通知件数比率(戸籍届出)

- 1位 届書送達確認書(47.9%)※1
- 2位 本籍人分届書送付目録(18.5%)※2



##### 「届書の電子的保管等」が実現すれば

届書の送達(参照)がシステム上で可能となり、届書送達確認書の送付が不要になると考えられる。

管轄法務局への届書送付(職員の搬送による)が不要となるため、本籍人分届書送付目録も不要になると考えられる。

※1 受理した届書を本籍の在る市区町村に送付する際の送達確認に用いる書類  
※2 受理した本籍人分の届書を月次で法務局へ送付する際の目録

#### 戸籍事務処理等の実施方法

##### 届書の受理を行う前のシステムによる自動審査の実施状況

- 受理前に自動審査(30.0%)
- 受理後に自動審査(61.1%)

「受理後に自動審査」では、届出内容をシステムに入力する前に行政処分を行っており、比較的規模の大きな市区町村において実施されている傾向にあった。

### 3 戸籍情報システムの実態に係る調査

#### 調査概要

##### 調査目的

戸籍情報保持形態の検討に当たり、適切なコスト比較を行うための基礎情報として、現状の戸籍情報システムのコストを調査

##### 調査内容等

###### ■ 調査手法

全市区町村を対象とした書面調査により、現行システムの構成、経費等を調査

###### ■ 主な調査内容

- ・現行システムの導入時期、システム構成、次期システムへの更新予定時期及び次期システムの稼働予定期間を調査
- ・現行システムの経費として、機器及びソフトウェア経費、システム導入一時経費(システムエンジニア作業費等)、システムの稼働維持に係る経費等を調査

#### 参考データ

##### 統計値

- コンピュータ化している市区町村: 1,892(約99.78%)  
(平成29年7月現在)

#### 主な調査結果

##### 現行の戸籍情報システムにおける総経費試算

各市区町村から回答された導入一時経費、機器費、ソフトウェア費及びシステム稼働維持費を集計し、システムの稼働期間を5年と仮定した場合の自治体規模別の平均総経費を試算

#	自治体規模	市区町村数 (※)	平均総経費(試算) /市区町村 (千円/団体)
1	10万人超	289	150,486
2	10万人以下	516	63,491
3	3万人以下	936	57,658
全体		1,741	74,796

※ 政令市は市が一括で回答するものとしているため、行政区を除いて政令市を含めた1,741団体が調査対象

##### システム更新時期は、市区町村ごとに様々であった

##### 現行の戸籍情報システムにおける住民一人当たりの経費

#	自治体規模	市区町村数	一人当たりの経費の平均 (円/人)
1	10万人超	289	589
2	10万人以下	516	1,157
3	3万人以下	936	7,647
全体		1,741	4,420

## 4 戸籍情報の態様等に係る調査

### 調査概要

#### 調査目的

複数の戸籍情報に記録されている個人を連携するために、技術的に可能な範囲及び費用対効果の観点から合理的な方法等について検討を行うため、現状の戸籍情報の内容を調査

#### 調査内容等

##### ■ 調査手法

戸籍副本データ管理センターにおける現地調査

##### ■ 調査内容

- 戸籍副本データ管理システムから抽出した戸籍副本データ(戸籍、除籍及び改製原戸籍)を基に、プログラムにて個人の統合を実施し、機械化可能率を算出
- 画像データとして管理されている除籍及び改製原戸籍に対応する見出しデータの登録内容を調査
- 画像データとして管理されている除籍及び改製原戸籍の見出しにおける生年月日等の設定状況を調査
- 親子関係、婚姻関係の特定における機械化可能率を算出

### 参考データ

#### 統計値

##### ■ 本籍数及び本籍人口

平成26年度: 本籍数 52,363,707  
 本籍人口 127,940,865  
 平成27年度: 本籍数 52,443,938  
 本籍人口 127,659,960

### 主な調査結果

#### 戸籍に記録されている個人の機械的統合の調査結果

内訳	電算化戸籍	平成改製原戸籍	電算化以前の除籍
調査対象件数	28,583,716	180,794,512	287,382,473
同一人と判別された割合	90.1%	76.0%	3.0%

#### 同一人と判別されなかった主な原因

- センター間データ未統合(第1センターと第2センターにデータがまたがっている)
- 文字の問題(字形差異, 拗音差異, 新字体と旧字体など)
- 記録方法の差異(行政区画の変更, 外国名の正式名称と略称, 町名, 地番の表示違いなど)

画像データであり判別に利用できるデータが限られる

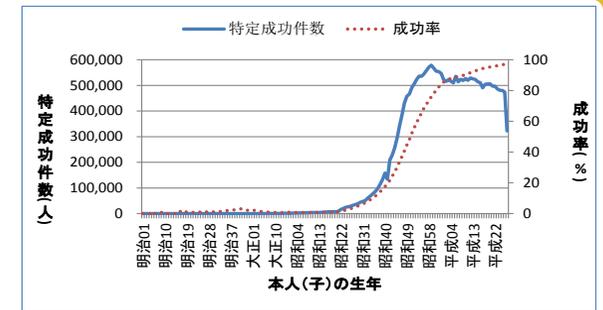
#### 画像データとして管理されている除籍等の見出データ

##### ■ 生年月日入力率

平成改製原戸籍: 99.6% 電算化以前の除籍: 52.4%

#### 親子関係の機械的特定の調査結果

- 平成以降に出生した子の母の特定率は約90%以上



## 5 戸籍記録文字に係る調査

### 調査概要

#### 調査目的

戸籍に登録されている文字の統一的な整理を検討するために、現状の市区町村の文字の取扱い状況等を調査

#### 調査内容等

##### ■ 調査手法

- ・全市区町村に対する書面調査
- ・戸籍情報システム開発事業者に対する書面調査

##### ■ 主な調査内容

- ・市区町村で管理する外字数及び管理状況を調査
- ・戸籍情報システム開発事業者の管理する内字数等を調査
- ・外字及び内字の一部に対して文字同定を試行することで、戸籍統一文字等に包摂できない文字の比率及び字形の傾向を調査
- ・改製不適合戸籍の原因となった文字字形を明らかにし、この一部に対して文字同定を試行することで、戸籍統一文字等に包摂可能な文字の比率及び字形の傾向を調査

### 参考データ

##### ■ 戸籍統一文字

平成16年の戸籍手続のオンライン化実施に伴い定められたオンラインによる情報交換用の文字集合

文字数:56,042文字

### 主な調査結果

市区町村で使用される文字数の試算と戸籍統一文字への包摂可否

#### 文字包摂基準

常用漢字表(付)字体についての解説を基にした包摂基準により文字同定作業の試行を実施

包摂基準の例(矢印部分の大きさや位置は異なるが同じ文字とする)

(1) 大小, 高低などに関する例

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
硬 硬 吸 吸 頃 頃

#### 文字同定の試行結果

- サンプル5,000文字を対象に実施
- 外字の86.1%が戸籍統一文字に包摂可能
- 改製不適合戸籍の原因文字であっても、一定数は包摂可能

#	内訳	試算文字数	戸籍統一文字に包摂された割合
1	市区町村が管理する外字	1,028,088	86.1%
2	改製不適合戸籍の原因となった文字	12,179	22.8%
3	戸籍情報システムの内字	177,514	80.6%
合計		1,217,781(※)	—

※収集した文字数と収集状況から、市区町村の戸籍事務で使用される文字数を試算。市区町村間で同一文字がある場合は、重複して計上

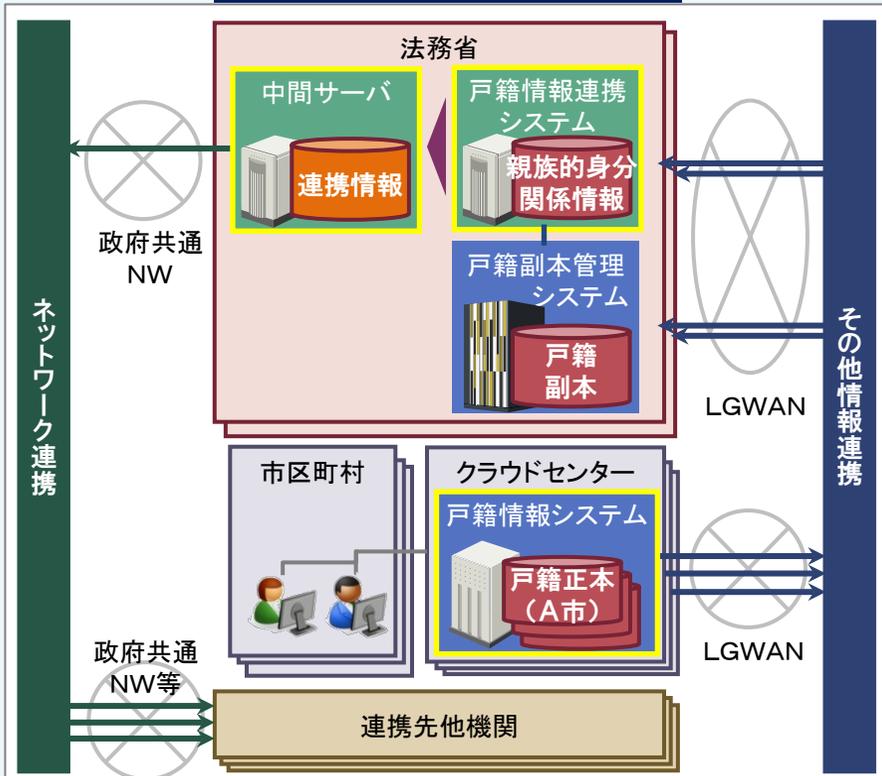
# システム整備における課題

# 1 システム全体の経費の削減

既存の戸籍情報システムは大半の市区町村が個別に構築している現状にあることから、ネットワーク連携に利用する連携情報だけでなく、戸籍の正本や当該システム自体を集約することでシステム全体の運用経費等の削減を図ることが考えられる。具体的なシステム集約の方法として、戸籍情報システムのクラウド化を進めることや一元化することが考えられる（下図参照）。

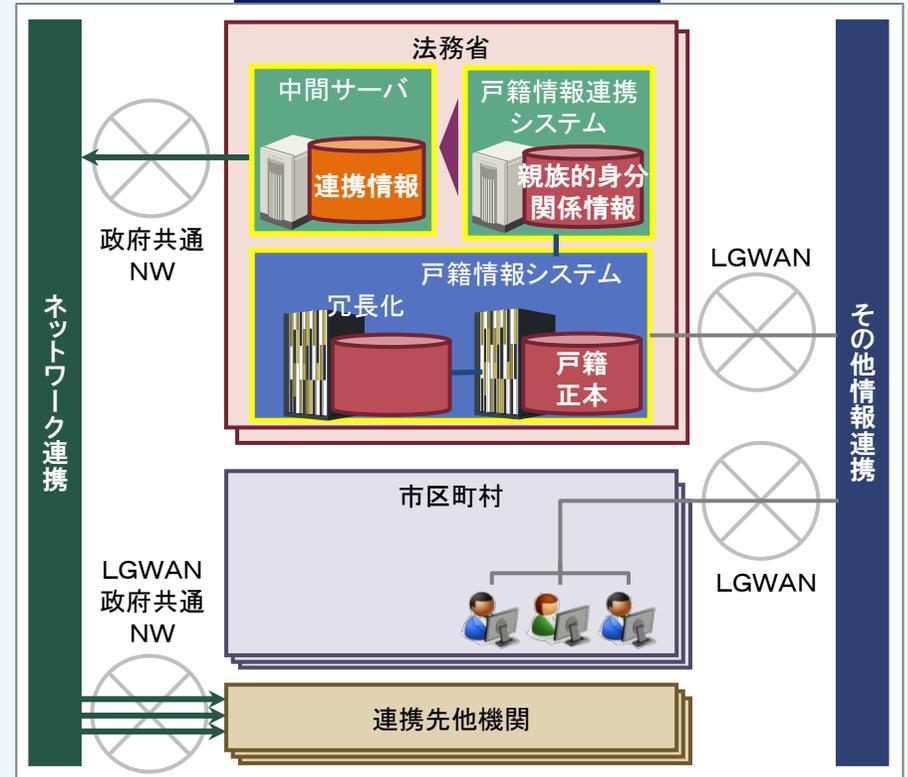
しかし、システム集約に当たっては、既存システムを置き換えることとなるので、システム移行等について、多くの課題が想定される。

システムクラウド化のイメージ



- 市区町村の戸籍情報システムをクラウド化により集約し、クラウドセンターから副本の送信を行う。ネットワーク連携については、法務省で中間サーバー等を新たに構築し、実施する(黄色の枠囲み部分を新規で構築する必要がある)。

システム一元化のイメージ



- 法務省で新たに戸籍情報システムを構築し、市区町村の戸籍正本も同システムで管理する。ネットワーク連携については、法務省で中間サーバー等を新たに構築し、実施する(黄色の枠囲み部分を新規で構築する必要がある)。



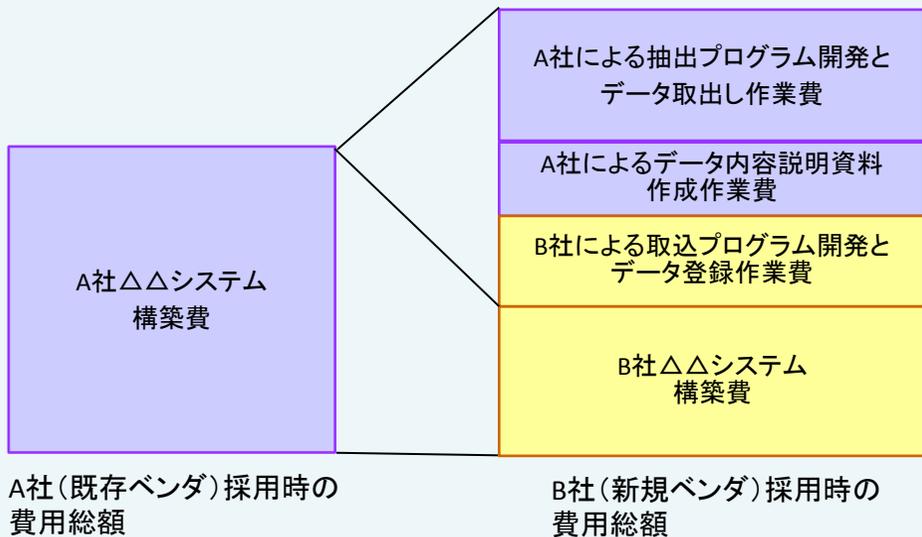
## 2 移行対象のデータ形式

戸籍情報システムに限らず、多くの行政システムにおいては、当該システムを開発する事業者によって、採用する文字コード、データフォーマット等が異なるため、システム移行を行う際には、事業者固有のデータ形式を汎用的な形式に変換しなければならない。その際、旧システム業者が実施するデータ抽出し作業費等が高額となり、結果的にベンダーロックインが生じている場合がある。

## 3 中間標準レイアウトに含まれないデータ

システム移行に伴うデータ抽出し作業費等を抑制するため、総務省において中間標準レイアウトが作成されているが、下表に掲げる機能については、同レイアウトに含まれておらず、ベンダーや市区町村ごとに運用やデータ形式が異なる場合があり、当該データの変換や変換後の検証等の作業量の増加が見込まれる。また、民刑や本人通知管理といったデータについては、戸籍事務とは異なる事務であることから、一元化するシステムでは扱えず、当該データを管理するシステムを移行後に各市区町村が整備する必要がある。

### データ移行のコスト高



中間標準レイアウトに含まれない戸籍情報システムの機能(A社)

	データ	説明
標準機能	付箋(発行抑止)	DVなど証明発行の警告、禁止などで使用
	統計情報	事件表などを含む統計データ
	アクセスログ	操作や証明発行などログ情報
	遡り用データ	相続検索のための親族関係をつなぐデータ
	掛紙フラグ	掛紙の有無によって認証文の変更と認証頁を変更
	受理証明書データ	受理証明書の要旨データ及び特別受理証明書データ
	本人確認データ	届出時に本人確認した情報及び通知データ
オプション機能	廃棄データ	廃棄フラグ及び廃棄証明書データ
	受附帳イメージ管理	電算化前の受附帳をイメージ管理するためのデータ
	民刑	犯歴管理のためのデータ
	記載不要	記載の不要な届書のデータ
	郵送請求	郵送請求を実施、管理するためのデータ
	本人通知管理	本人以外から請求発行に対するお知らせ通知データ

#### 4 システムの切替え

戸籍情報システムの導入は市区町村の状況に応じて進められてきたため、システムの切替え(リース期間の満了)時期のタイミングが様々である。

移行期間の長期化  
(最短でも5年以上)

##### ○ 次期システムの更新予定時期

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市区町村数	241	267	302	302	297

##### ○ 一元化システムへ移行するとした場合のイメージ(最短)



※あくまでも最短のイメージであり、これ以上かかることも十分あり得る。

現状の戸籍事務への影響等をかんがみ、ネットワーク連携への対応と合わせて一斉に戸籍情報システムのシステム移行を行い、市区町村の既存の戸籍情報システムを集約し、一元化したシステムを構築するのは、現時点で現実的ではない。

コスト面への対応としては、ネットワーク連携への対応とは別に、例えば各市区町村の戸籍情報システムについて、低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなど、より長期的なスパンでシステムを集約を目指すことが考えられる。